

別表（第15条関係）

## 免許停止等の期間短縮基準

処分の区分	講習区分	考査成績別短縮日数		優	良	可
		处分日数				
免許の効力の停止 自動車等の運転禁止	短期講習	30	29	25	20	
	中期講習	60	30	27	24	
	長期講習	90	45	40	35	
		120	60	50	40	
		150	70	60	50	
		180	80	70	60	
免許の保留、 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39以下	受講日を除く 残り日数	处分日数の 80%に当たる 日数	处分日数の 70%に当たる 日数	
	中期講習	40～89	处分日数の 50%に当たる 日数	处分日数の 45%に当たる 日数	处分日数の 40%に当たる 日数	
	長期講習	90～180	处分日数の 45%に当たる 日数	处分日数の 40%に当たる 日数	处分日数の 35%に当たる 日数	

注：1 考査成績は、優は85%以上の成績、良は70%以上85%未満の成績、可は50%以上70%未満の成績をいう。

2 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができます。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。

3 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。